

令和8年1月14日

一般貸切旅客自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について

山梨運輸支局
自動車運送事業監査室

| | |
|----------------------------|--|
| (1) 行政処分等の年月日 | 令和8年1月14日 |
| (2) 事業者の氏名又は名称 | 日新トラベルサービス株式会社 (法人番号: 3090001001655) 代表者 安東 慎吉 |
| (3) 事業者及び当該行政処分等に係る営業所の所在地 | (事業者) 山梨県中巨摩郡昭和町飯喰1558-5 (本社営業所) 山梨県中巨摩郡昭和町飯喰1558-5 |
| (4) 行政処分等の内容 | 処分日車数40日車のため、一般貸切旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準3. (6)により文書警告 |
| (5) 主な違反の条項 | 旅客自動車運送事業運輸規則第24条 |
| (6) 違反行為の概要 | 令和7年10月23日、定期的な監査を実施。5件の違反が認められた。(1)疾病のおそれのある運行の業務(旅客自動車運送事業運輸規則(以下「運輸規則」)第21条第5項)、(2)点呼の実施等義務違反(運輸規則第24条)、(3)点呼状況の録音及び録画記録義務違反(運輸規則第24条第6項)、(4)運転者に対する指導監督等義務違反(運輸規則第38条第1項)、(5)運送約款の掲示義務違反(運送法第12条第1項) |
| (7) 違反点数付与状況 | 当該行政処分により当該営業所に付された違反点数 4点 当該事業者の累積点数 4点 |

注 違反点数については過去3年間の処分を累計していますが、一定の要件を満たすことにより点数が消滅することがあります。(一般貸切旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について2. (4) 但し書き参照)